

# 令和5年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (こども加算) 支給のご案内

○本給付金は、物価高騰に直面し大きく影響を受ける子育て世帯を支援する給付金です。

## 1. 支給対象者

令和5年度に実施する「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業」、「住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金事業」および「住民税課税者の扶養世帯(非課税世帯等)臨時特別給付金事業」支給対象世帯のうち、以下の要件に該当する児童。

①当該給付対象者(世帯主)の世帯員である18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

②令和5年12月1日基準日において同一世帯員として住民基本台帳に記録されていないが、生計が同一である児童または基準日から令和6年3月31日までに出生した新生児

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■東かがわ市役所 福祉課住民税非課税世帯等臨時特別給付金(こども加算)担当

**0879-26-1228** (受付時間: 平日8:30~17:15)

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

### 3. 支給手続

#### I 表面①に該当する児童

お知らせに記載された振込先口座に変更がなければ、手続きは必要ありません。

- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。

#### II 表面②に該当する児童

- ▶ 東かがわ市役所福祉課にご連絡いただくか、市ホームページより申請書をダウンロードしていただき、**申請を行ってください！**

### 4. フローチャート

令和5年度に実施する「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業」、「住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金事業」および「住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金事業」支給対象世帯

①当該給付対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）

②令和5年12月1日基準日において同一世帯員として住民基本台帳に記録されていないが、生計が同一である児童または基準日から令和6年3月31日までに出生した新生児

支給要件を満たす場合、申請は**不要**です！

支給要件を満たす場合、東かがわ市役所福祉課にご連絡いただくか、市ホームページより申請書をダウンロードしていただき、**申請を行ってください！**

**!** 「令和5年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（こども加算）の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、東かがわ市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。